

一般社団法人ムドラ・ジャパン定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ムドラ・ジャパンと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、インド舞踊を中心とするインド文化の普及振興を図る事業を行い、我が国とインドの交流の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) インド舞踊の公演及びマネジメント等
 - (2) 若手ダンサー育成のための研修会・教室等の開催
 - (3) 舞踊に関する国際的交流
 - (4) 芸術関係団体との連絡提携
 - (5) インド舞踊に関する調査研究および資料の収集
 - (6) インドの民芸品等の輸入販売
 - (7) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、国内及び海外において行うものとする。

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第9条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年3月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第4章 役員

(員数)

第10条 当法人に理事2名を置く。

(役員の報酬等)

第11条 役員の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第12条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第13条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 計算

(事業年度)

第14条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の非分配)

第15条 当法人は剰余金の分配は行わない。

(残余財産の処分)

第16条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人または公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第17条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和元年12月31日までとする。

(設立時理事)

第18条 当法人の設立時理事は、次のとおりである。

設立時理事 小山奈々子

設立時理事 入柿秀俊

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第19条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(住所省略)

小山奈々子

(住所省略)

入柿秀俊

以上、一般社団法人ムドラ・ジャパンを設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和元年9月30日

設立時社員 小山奈々子 印

設立時社員 入柿秀俊 印